

2020年10月16日

市議会議員のみなさまへ

松江市民のための新庁舎建設を求める会

先般は、市議会において、私たちが求めた住民投票条例案についてご審議いただき、まことにありがとうございました。私たちは、民主主義の実現を目指して同案を提出しましたが、それが実現しなかったことは大変残念です。議会で決定された以上、結果は受け入れざるを得ませんが、その決定が下されるまでの経緯で、市民として看過できない問題もあったと考えます。それは市民にとって重大な問題ですので、市民の負託を受けた議員のみなさまのお考えをぜひお聞きしておきたく、アンケートを実施することにいたしました。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは公開することを前提に回答いただければと存じます。

アンケートへの回答はこの用紙に直接ご記入いただき、同封の封筒に入れて

10月30日(金)までにご返送ください。

FAX やメールでお送りいただいても結構です。

FAX 番号:0852-28-3363 メールアドレス:info@matta.jp

=====

Q1 お名前をご記入ください。（ 出川桃子 ）

Q2 このたびの住民投票条例案についての審議を振り返って、どのように思われますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- ①. 難しかった 2. どちらかと言えば難しかった
3. どちらかと言えば簡単だった 4. 簡単だった

(理由)

今回の住民投票条例案の審議は、松江市始まって以来の直接請求が実現した。松江市における議会制民主主義の機能不全が問われたものと認識している。その重大性を考えると、今回の審議は極めて重い責任を伴うものであった。

Q3 市長は、「いろんな手続きが終わってしまった以降に直接請求を出されるということは、ある意味で権利の乱用だ」と述べたことがありました。これについて、どう思われるか、お答えください。

市長は、今回の直接請求は、正当な権利行使であり適法正当なものと認めている以上、違法無効の法的効果が発生する「権利の濫用」の言葉を用いることは不適當であり、発言を撤回し謝罪すべきである。

10月2日の代表請求者の意見陳述後のインタビューにおいて、「直接請求をする権利はありますけれど、権利のある意味濫用」と公言されてたが、これは、これから議会において審議が始まるという時に、とても真摯に受け止めている首長の発言とは思えない。

①そもそも「権利の濫用」であれば、法的効果としては違法無効となるものである。

適法正当な権利行使に対し、「権利の濫用」という言葉を用いることは、法的には極めて不適當としか言いようがない。

このように市長は、極めて不適當な発言をしておきながら、「視点を変えて」みたときに「ある意味で権利の濫用」と発言したまでで、“ある意味”という言葉に着目すべきと縷々弁解している。

しかし、この弁解は、違法無効の法的効果をもたらす「権利の濫用」という極めて重たい発言をした自らの失態から目を逸らさせるための詭弁としか言いようがない。

“ある意味”といって視点を変えさせたところで、不用意かつ不適當な発言をした市長の責任が免責されるものではない。

②市長の発言は、署名者があたかも違法無効な署名活動に加担したかとの疑念を抱かせ、今回の直接請求に対する信頼性を損なわせるものである。

さらには、将来の直接請求を牽制し委縮させかねず、民主主義の根幹を揺るがす重大な問題を孕む発言である。

③民主的な統制を受け且つ自ら民主主義を実現すべき市長たる者が、発言すべきものではない。したがって議会においても、市長の個人的コメントとして見過ごすことなく、この発言の孕む問題の重大性について議論をし、市長の責任を明確にする必要があると考える。

Q4 市議会は、私たち請求代表者に意見陳述の機会を与えましたが、質疑を行なう参考人招致はしませんでした。参考人招致をしなかったことは、問題がなかったのでしょうか。当てはまる番号に○をつけてください。またその理由をお示しください。

1. 問題はなかったと思う 2. どちらかと言えば問題はなかったと思う
3. どちらかと言えば問題があったと思う ④. 問題があったと思う

(理由)

参考人招致をしなかったことは問題と考える。今回の直接請求は、法的に必要な要件を全て満たし住民投票条例の制定を求めるに至ったものであり、陳情、請願とは全く異なるものである。にも拘わらず、直接請求の代表者を参考人招致せず、議会での意見陳述のみに終わらせたことは、陳情、請願と同一の扱いをしたものといえ、今回の直接請求を矮小化するものであり、真摯に対応したとはいえないと考える。

Q5 私たちは、「市は、この新庁舎建設事業について十分な情報を市民に伝えておらず、市民が議論に参加する機会をつくる努力が不足していた」と再三指摘してきました。これについて、どうお考えか、お答えください。

ご指摘の通りと考える。

①多くの市民から本事業を知らなかったとの声が寄せられている。市は、市民への情報提供は充分にしてきた、「知らなかった」のは、あくまで市民の責任であって、市の情報提供には問題はなかった、市民の努力不足であると正当性を主張しているが、市民への情報量の不足は明らかである。

例えば、市政と市民の最も身近な懸け橋である市報における情報発信ひとつとっても、こういった議論が巻き起こる今年5月までの市報には、当初の概算事業費や、150億円の事業費について一切記載が無く、市報に掲載された記事全てを読んでも、新庁舎整備事業の全体像を掴むことは出来ないことからしても、市の市民への情報量の不足は明らかである。

②市長は、新庁舎整備は松江市百年の大計である一大事業と言っているが、市民の誰もが参加できる説明会や質疑の場は、これまで一度も開催されていない。本事業が百年の大計であるならば、本来市長自らが先頭に立って本事業について市民との対話をして然るべきではなかったか。

“5年の歳月をかけて議論を積み重ねてきた”と言うが、一体誰と議論を積み重ねてきたのか疑問である。

③本事業の重要な局面において市民の声を聞いたとは言えない。各種委員会、審議会、ワークショップ、パブリックコメントなどを実施されたが、それらは全て、現地建替え表明以降～事業費 150 億円判明までの限られた期間に過ぎず、肝心な時にはついで市民の声を聞くことは無かった。

i 建設場所決定過程（出発点）における市民不在

庁舎建設場所（現地建て替え）の決定過程においては、市民に対し、意見を求めることも反映されることも一切無かった。

ii 事業費 150 億円判明後（転換点）の市民不在

事業費がおよそ 150 億円かかることが分かったのは昨年 11 月であるが、それ以降、各種委員会、審議会、ワークショップ、パブリックコメントなど一切行われていない。一連の住民運動が起きて以降、ようやく町内会長向けの説明会と称する報告会が開始されたのみである。

Q6 市議会の議論の中で、「住民投票ではなくとも、市民アンケートなどで住民の意向・意思の把握は可能である」という意見も出されました。こうしたアンケートで市民の意向や意思を把握する市民アンケートの実施について、どうお考えですか。

- ① 行なうべきだ 2. 行なってもよい 3. 行うべきではない

（理由）

今回、市長や議会からは、直接請求に至った住民の意思を真摯に受け止めるとの発言がなされたが、最終的には、住民投票の実施は否決された。真摯に受け止めているのであれば、“アンケートで住民の意向の把握は可能である”との発言があった以上は、今からでもアンケートを実施し、新庁舎事業に対する市民の意向や意思を把握する必要がある。

Q7 今回の住民投票条例案の採決では、どのような点を重視しましたか。

そもそも法令の審議においては、まずその立法事実（何故その立法が必要なのか、立法に至った背景）があるのか、そして法令の目的、趣旨は立法事実立脚しているのか否かの判断をする必要があることから、立法事実を重視した。

法令の目的、趣旨は、立法事実立脚していると判断され、初めてその法令の趣旨、目的が各条項の審査の判断基準となる。今回の条例制定についていえば、条例制定に至った立法事実が認めれ、

条例制定の目的、趣旨もその立法事実にも立脚し、その立場からは、条例の不備といわれる部分も解釈・運用で解決できるものばかりであるから、何ら反対する理由はなく、条例制定に賛成した。

今回の問題の本質は、新庁舎整備事業において市が市民と向き合ってきたのか向き合う姿勢があるの否かにある。

条例の条項の解釈は、その条例が制定された目的、趣旨をどのように解釈するか、その立場によっていかようにでもなる。だからこそ、その解釈の指針となる、条例の目的、立法趣旨が、立法事実にも即しているか否かの判断が重要になる。

したがって、こうした条例の目的、立法趣旨が立法事実にも即しているかの議論をすることなく、単に各条項の不備を指摘し、住民投票の実施が困難であるとして否決しても、そもそも判断基準である法令の目的、趣旨についての議論をしていないのであるから、その条項が不備か否かの判断はできないはずである。

しかし、今回の議会での審議においては、まずもって、そもそも何故この条例の制定が求められるに至ったかの立法事実、すなわち市民が直接請求をするに至ったのはなぜか、新庁舎整備に関するこれまでの手順、手続きにおいて、市民と向き合ってきたのか、市民との対話があったのか、多様な市民の意見をどのように把握、集約し、それを新庁舎整備に反映させたのか、そうしたことが十分になされたのかどうかといった議論が先決であったにもかかわらず、そうした本質的な議論はほとんどなされないまま、条例の条項にも不備があるとして否決された。

そもそも、条項の解釈は、一義的とは言えないものであるにも関わらず、多義的な解釈の一つを取り上げ、枝葉末節の議論に終始して否決したものであり、本質的議論が置き去りにされ、木を見て森を見ずの判断がなされたと考える。

Q8 住民投票を求めた市民に伝えたいことをご記入ください。

今回、住民投票条例は否決されたが、松江市政における健全な民主主義の実現にとって、この直接請求は大きな前進であった。この道のりは、否決で終わりになったのではなく、今まさに始まったばかりの道のりだと思う。

対話を重視する市政の実現は、市長だけでも、議会だけでも、市民だけで出来るものではない。その一番の原動力は市民であり、三者で実現していくものだと思う。だからこそ、市民と共に、私も諦めず希望をもって新たな道のりを歩んでいきたい。

これで質問は終わりです。市民のため、松江市のため、真剣に考えてお答えいただいたこと、感謝いたします。ありがとうございました。